

日本公衆衛生学会認定専門家の申請について

本学会では平成21年度評議員会で「日本公衆衛生学会認定専門家制度」が承認、第68回総会で報告され、11月から本制度が発足することになりました。

公衆衛生学会認定専門家は、「公衆衛生学専門能力認定に関する規定」に従って審査されます。

以下の点に注意して申請手続きを行って下さい。

専門職委員会委員長
高野 健人

日本公衆衛生学会認定専門家新規認定申請要項

公衆衛生学会認定専門家は、「公衆衛生学専門能力認定に関する規定」に従って審査されます。

以下の点に注意して申請手続きを行って下さい。

1. 申請資格

- 1) 申請時点において、引き続き5年間会員であること。
- 2) 規定の別表第1, 第2の合計が150ポイント以上であること。

2. 暫定措置による認定

本制度発足に際し、2011年(平成23年)3月31日(消印有効)迄の申請については、試験を免除し、書類審査のみにより認定する。また、会員歴10年以上の申請者には、別表1, 別表2に加え、公衆衛生活動の実績記載書に記載された活動を最大50ポイントを限度に加算する。

3. 申請書類と送付

申請は、①日本公衆衛生学会認定専門家認定申請書、②経歴書(必要書類1)、③実績記載書(必要書類2)、④公衆衛生活動の実績記載書(必要書類3 必要な場合のみ)の書類を下記事務局まで、簡易書留もしくは宅配便による送付にて行う。必要書類は、いずれも正しく記載する。平成21年度の申請受付は、平成22年3月31日(消印有効)とする。

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8 公衛ビル
日本公衆衛生学会事務局内 専門能力認定委員会

4. 審査手数料(暫定措置の期間は書類審査のみにつき10,000円に減額)

申請時に10,000円を下記口座に振り込む。

三井住友銀行 新宿通支店 普通預金 8166014
日本公衆衛生学会専門家制度口 理事長 實成文彦

5. 登録手続き

合格者は、事務局からの認定通知受領後、登録手数料(10,000円)を上記口座に振り込む。事務局は、登録手数料の払い込みを確認後、日本公衆衛生学会認定専門家の認定書を送付する。

6. 「公衆衛生学専門能力認定に関する規定」

(目的)

第1条 会員の公衆衛生学の専門能力に関わる知識、技能、態度について評価し、その能力を認定することにより、会員の公衆衛生学の専門能力に関する自己研鑽への意欲を増し、質的向上を図ることを目的とする。

(評価項目)

第2条 前条の評価を行う際の基本的な項目を次のように定める。

① 個人と集団の関係に対する理解、ことに健康事象を集団として取り扱い、健康の実態とその規定要因を明らかにすることの意義を理解し、そのための疫学的知識と技術を持つ。

② 家庭、地域、職場、学校などあらゆる生活の場における環境条件と健康事象の関連を理解し、その改善を通じて人々の健康を実現する知識と技法を持つ。

③ 保健医療福祉の分担と連携の意義を認識し、ことに健康増進から疾病予防並びにリハビリテーションの一貫した活動の重要性を理解し、そのための知識と実践的技法および管理技法を持つ。

(認定委員会)

第3条 専門能力認定を企画し、ポイントの妥当性を検証し、試験を行い、その他必要な事項を審議するため、専門能力認定委員会(以下「認定委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員15名以内をもって構成する。

3 委員会の委員は、会員の中から理事長が委嘱する。任期は3年とする。

4 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

5 その他委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

(研修委員会)

第4条 疫学、生物統計学、健康政策・管理、健康教育及び環境保健を中心とする、会員の専門能力に関する研修を企画し、実施するため、研修委員会を設置する。

2 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

3 委員会の委員は、会員の中から理事長が委嘱する。任期は3年とする。

4 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

5 その他委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

(試験)

第5条 認定委員会は、専門能力を認定するための試験(以下「試験」という。)を年1回以上行う。

(受験資格)

第6条 次の各号を満たす者が、試験を受験することができる。

1 申請時点まで引き続き5年間会員であること

2 別表第1並びに別表第2により、150ポイント以上を得ていること

(合否判定)

第7条 認定委員会は、試験の合否判定に関する会議を開き、判定を行った上、速やかに結果を公表する。

(認定)

第8条 理事長は、会員が試験に合格した場合には、公衆衛生学の専門能力を認定する。

2 前項の認定の有効期間は5年間とする。

(更新)

第9条 理事長は、認定を受けた者が、別表第2により150ポイント以上を得た場合には、認定の有効期間を5年間延長する。

(再認定)

第10条 理事長は、認定の有効期間の終了した者が、申請時まで引き続き5年間会員であり、別表第2により150ポイント以上を得た場合には、再び認定を行う。

2 前項の認定の有効期間は5年間とする。

(手数料等)

第11条 試験を受験しようとする者は、手数料として2万円を納付する。

2 第8条から前条までの認定を受けようとする者は、手数料として1万円を納付する。

3 納付された手数料は、返還しない。

(付則)

第1条 当分の間、理事長は、未受験者で公衆衛生学の専門能力を有すると認めるものを、委員会の意見を聴いて、第8条に準じて認定することができる。

第2条 本規定は平成21年11月1日より施行する。

別表第1

種 別	ポイント数
国立保健医療科学院専門課程または研究課程 (旧国立公衆衛生院の専攻課程、専門課程、研究課程)の終了	150
認定委員会により認定された社会医学系・保健学系等大学院の修了	150
認定委員会により認定された社会医学系・保健学系等博士号(乙)	100

別表第2

種 別	ポイント数
本学会論文筆頭著者1件につき	50
本学会論文共同著者1件につき	25
本学会以外の論文筆頭著者1件につき	10
本学会総会一般演題筆頭演者1件につき	30
本学会総会一般演題共同演者1件につき	15
本学会研修会講師1件につき	25
本学会総会出席1回につき	25
本学会研修会受講1時間につき	5
認定委員会により認定された地方の公衆衛生学会出席1回につき	15
本学会以外の研修会受講1時間につき	1

注1 申請前5年間に得たポイントが、1回の認定、更新、再認定に限り有効である。

注2 本学会以外の研修会受講は、事前に認定委員会が認めた場合に限る。地方の公衆衛生学会ならびにそれに相当する学会の研修会についても、同じく事前に認定委員会が認めた場合に限る。

日本公衆衛生学会認定専門家認定申請書

平成 年 月 日

写真添付

日本公衆衛生学会理事長 殿

申請者氏名

ふりがな

印

性別 男・女

生年月日 年 月 日生

会員番号

現住所 〒

勤務先

勤務先住所 〒

連絡先 現住所 勤務先
(どちらに○をして下さい)

電話

メールアドレス

日本公衆衛生学会認定専門家の認定のため必要書類及び審査料を添えて申請いたします。

経歴書（必要書類1）

ふりがな
氏名

印

生年月日 年 月 日生

性別 男・女

本籍地(都道府県名のみ)

現住所 〒

勤務先

勤務先住所 〒

連絡先電話

メールアドレス

日本公衆衛生学会会員歴

申請時における会員 年数	備考
年 ヶ月 (日数は切り捨て)	

※退会，再入会の方は，その年月日を備考欄にご記入下さい。

学歴：(高校卒業以降)

年月	学校名・専攻名	取得学位	卒業・修了・修了見込み	備考

免許資格等：

取得年月	免許資格の名称・番号	備考

職歴：(勤務先，期間，所属部署・職名，を記入。)

年月 ～ 年月	勤務先	所属部署・職名	備考

実績記載書（必要書類2）

記入欄の1および2について記入し、下記の別表にそって、ポイント数を申告してください。

別表第1

種 別	ポイント数
国立保健医療科学院専門課程または研究課程 （旧国立公衆衛生院の専攻課程，専門課程，研究課程）の終了	150
認定委員会により認定された社会医学系・保健学系大学院の修了	150
認定委員会により認定された社会医学系・保健学系博士号（乙）	100

記入欄1

	具体的内容	ポイント数
	国立保健医療科学院専門課程または研究課程（旧国立公衆衛生院の専攻課程，専門課程，研究課程）の終了	
	認定委員会により認定された社会医学系・保健学系大学院の修了	
	認定委員会により認定された社会医学系・保健学系博士号（乙）	
	合 計	

別表第2

種 別	ポイント数
本学会論文筆頭著者1件につき	50
本学会論文共同著者1件につき	25
本学会以外の論文筆頭著者1件につき	10
本学会総会一般演題筆頭演者1件につき	30
本学会総会一般演題共同演者1件につき	15
本学会研修会講師1件につき	25
本学会総会出席1回につき	25
本学会研修会受講1時間につき	5

認定委員会により認定された地方の公衆衛生学会出席1回につき 15

本学会以外の研修会受講 1時間につき 1

注1 申請前5年間に得たポイントが、1回の認定、更新、再認定に限り有効である。

注2 本学会以外の研修会受講は、事前に認定委員会が認めた場合に限る。地方の公衆衛生学会ならびにそれに相当する学会の研修会についても、同じく事前に認定委員会が認めた場合に限る。

記入欄2

	具体的内容	ポイント数
本学会論文（筆頭著者）		
本学会論文（共同著者）		
本学会以外の論文（筆頭著者）		
本学会総会一般演題（筆頭演者）		
本学会総会一般演題（共同演者）		
本学会研修会講師		
本学会総会出席		
本学会研修会受講		
本学会地方会出席		
本学会以外の研修会受講		
合 計		

※ 記入欄は、必要に応じて、スペース拡大をしてください。

公衆衛生活動の実績記載書（必要書類3）

必ずしも職業として行ったものだけでなく、事業活動、研究や各種プロジェクトの実施や参加、委員会等の活動、その他、下記の項目例を参考に、自己アピールできるように具体的に記述してください。

年 月 ～ 年 月	活動の具体的内容と、自らが果たした役割、およびその活動の成果

※ 記入欄は、必要に応じて、ページ数追加、スペース拡大、枠の加増をしてください。

項目例（参考）

1. 住民自らが地域の健康課題に取り組めるように専門家として支援した。
2. 現場での活動経験を客観的に整理し、事例としてまとめ、経験交流を行った。
3. 人材育成についての知識、技術を習得し、実際に指導・教育を行った。
4. プロジェクトを実施し、その有効性をエビデンスに基づき評価した。
5. 公衆衛生分野のリスクコミュニケーションについて取り組みを行った。
6. 最新知識・技術の獲得を目指す努力を常に行い、自己啓発を行った。

等々